

各都道府県等に御対応いただきたい事項

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（以下「法」という。）第5条に基づく関係地方公共団体の責務や、法第12条・第13条に基づく関係地方公共団体の役割、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を踏まえ、各都道府県等におかれましては、カネミ油症患者の支援等に関して、引き続き御協力をいただくようお願いします。

1. 健康実態調査の実施（基本指針第三）

平成25年度から患者の居住地の都道府県に委託して健康実態調査を実施しているところ、令和5年度についても、下記のとおり、御協力をお願いします。



①調査票の送付

- 令和5年3月31日時点で把握している認定患者に対して、4月3日に調査票の送付をお願いします。（年度内に予算が成立しない場合は、成立後速やかに送付をお願いします。）
- 必要に応じ、要介護者等への調査票の記入の介助等をお願いします。
- 送付する調査票には、患者コード(8桁)を記載してください。

以前に回答したことがある方 既に付与されている患者コードを継続して使用

今年度、初めて回答される方 都道府県番号(2桁)+任意番号(2桁)
+患者番号(4桁)の患者コードを新たに付与

- ※ 任意番号は必要に応じて市町村の番号を振り、不要な場合は00としてください。
- ※ 既に亡くなった方も含め、使用済みのコードを別の方に重複して使用しないようにしてください。

②調査票の回収及び厚労省への提出

- 6月末を患者からの提出の〆切として調査票の回収を行ってください。また、実施要領で定める様式に従い、対象者情報の入力を行ってください。

■ 調査票及び対象者情報を入力いただいた様式（※）を、7月末までに厚生労働省へ提出してください。

※ 実施要領上、様式の提出はCD-R等となっておりますが、メールによる電子データ送付でも差し支えありません。その際には、電子データにパスワードを設定するなど、個人情報保護への御配慮をお願いします。

■ 送付のあった調査票は、速やかに油症患者健康実態調査対象者等情報連携システム委託業者により電子化（PDF化）します。PDF化したデータは令和5年度健康実態調査より、システムによる情報連携の同意を得ている患者については、油症患者健康実態調査対象者等情報連携システムで閲覧することができるようになります。患者に対する相談支援活動等に、積極的に御活用ください。特に自由記載欄において訴えのある日常生活上のお悩み等については、積極的な相談支援への活用をお願いします。なお、システムによる情報連携の同意を得ていない患者についての情報が必要な場合は、厚生労働省から別途送付致しますので、御連絡いただきますようお願い致します。

③健康調査支援金の支払い

■ 健康調査支援金について、引き続き、出来るだけ速やかに（遅くとも9月末までに）支払っていただけるようお願いいたします。

なお、同一県内に居住する家族に対する支払いについては、同一時期とするなど可能な限り御配慮をお願いします。

■ 生活保護費受給者については、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」（平成25年6月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知）を参照してください。

参考資料18

④油症患者健康実態調査対象者等の情報連携について

■ 油症患者健康実態調査対象者等情報連携システムについて、令和3年7月から本格運用を開始いたしました。令和4年度においては、健康実態調査データの格納・自動集計・分析機能を追加する等の機能改修を実施しています。

■ データ登録及び情報連携の可否についての御意向を確認するため、令和5年度の健康実態調査においても、令和4年度までに御回答の無かった方を対象に、御意向の確認書（同意書）を同封いただきますよう、御協力をお願いします。（同意書は委託事業の実施通知の一部として正式にお示しします。）

返送のあった同意書については、健康実態調査票と一緒に国に対して送付していただき、国において同意の有無を確認・集計します。同意が得られた患者の一覧については、集計終了後、各都道府県等に対し御連絡しますので、その後システムへ当該患者の情報を登録いただくようお願いいたします。 **参考資料7**

- システムによる情報連携の同意を得ている患者が、転居したことや死亡したことを把握したときは、システム上の当該情報を更新するようお願いします。
- 人事異動等によりシステム利用者（アカウント名、メールアドレス）に変更がございましたら、速やかにヘルプデスク宛てご連絡をお願いします。

※油症治療研究班が行う「油症患者の次世代の方への健康調査」について

- 油症患者の次世代の方にどのような健康障害が起こりうるかという点を把握し、次世代の認定につながる医学的根拠を集積するため、令和3年度から、油症治療研究班において「油症患者の次世代の方への健康調査」が開始されました。
この次世代調査は毎年実施する予定としており、令和5年度においては全国油症治療研究班で発行している油症ニュースで次世代調査への協力の呼びかけを行う予定です。

2. 認定について（基本指針第四）

油症治療研究班により、平成24年12月3日付けで診断基準が見直されたことに伴い、下記のとおり、引き続き御協力をお願いします。

① 認定全般について

- 法に基づく支援措置等の対象となる認定患者数については、令和5年3月31日付けの情報について、4月以降に調査をお願いする予定ですので、貴県管下市町村において保有する住民基本台帳情報との突合を行うなどによって、正確な数値の把握及び報告に御協力をお願いします。
 - 新たに認定の申請があった場合には、必要に応じて油症治療研究班による油症患者診定委員会に委託し、認定を行っていただくようお願いします。
 - 各都道府県から申請者へ認定結果を通知する際には、カネミ倉庫(株)からの案内（認定患者への見舞金や医療費の支払い等について）を同封することに、御協力をお願いします。
- ※ 従前は、カネミ倉庫(株)の担当者が居住地に出向いて説明していたが、迅速に、一括して情報提供を行うため。
- カネミ倉庫(株)に新規認定患者の情報を伝達する際には、予め本人の同意を得るなどの御配慮をお願いします。
 - 患者や、患者の家族であることを、他の家族等に秘密にしているため、本人あての郵便物の送付等を希望しない方々がいることから、こうした情報を得ている場合は特段の配慮を行うとともに、今後の連絡に当たっても、申請者の希望を確認する

などの御配慮をお願いします。

- 各都道府県管内に居住する患者が転居したことや死亡したことを把握したときは、システムによる情報連携の同意を得ている患者の場合、システム上の当該情報を更新するようお願いします。なお、情報連携の同意をしていない患者の場合は、従来どおり、患者の同意を得たうえで、連絡方法に関する患者の希望など、必要な情報を転居先の都道府県やカネミ倉庫(株)等への情報提供をお願いします。

②同居家族認定

- 同居家族認定の周知のため、令和5年度の健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続の案内のための書類を同封してください。その他、検診や相談対応などの機会や、広報誌やホームページ等を活用して、周知等に努めてください。**参考資料2**
- 同居家族認定の申請の際に必要な医師意見書について、医師会への協力依頼を行う際には「診断基準の拡大による新たな患者認定の際の意見書作成及び油症患者受療券の利用可能医療機関の拡大に関する協力依頼について」（平成24年12月12日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知）を参照してください。

参考資料19

3. カネミ油症検診の実施（基本指針第四）

- 油症検診は、厚生労働省の補助のもと、平成9年度までは関係自治体が主体となって実施していましたが、平成10年度以降、予算が一本化され油症治療研究班に、関係自治体が参画して実施しています。
- 各都道府県におかれては、油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備をお願いします。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示する、公共交通機関で行くことができる範囲の場所にするなど、日程面、交通面等の利便性を高めるよう、特段の配慮をお願いします。
- 第11回、第14回及び第15回の三者協議において、患者から以下の4点について御要望があったため、引き続き検診体制の整備をお願いします。

検診に関する御要望

- ①平日だけでなく、休日にも受診できるよう検診日程の調整をお願いしたい。
- ②歯科検診は毎年度受診できるよう、診療科目の調整をお願いしたい。
- ③事前に予約を行わなかった場合（当日の飛び込みの受診希望）にも対応できるよう、人数枠を柔軟に設定してほしい。
- ④検診結果についてはわかりやすい通知を心がけてほしい。

※通知については、福岡県の通知を御参考ください。**参考資料20**

- 検診日程の調整や結果の返却に際しては、都道府県から対象者に対して、油症治療研究班の研究結果（油症ニュース等）を同封するなど、対象者への情報提供の充実をお願いします。
- 未認定者が検診を受診した場合は、懇切丁寧に対応してほしいとの患者の御要望もあるので、御配慮をお願いします。また、必要に応じて、油症治療研究班による油症患者診定委員会を活用し、認定審査を行っていただくようお願いします。
- 健康実態調査において、検診に関する案内があれば検診を受診したいとの回答された方がみられたことから、令和5年度の健康実態調査の送付の際に検診の案内を同封するなど検診の周知について御協力をお願いします。
- いわゆる「検診手帳」(※) について、令和5年度においても、希望者への配布のため、油症検診会場への備え付けや健康実態調査への同封等の御協力をお願いします。(配布した患者の情報の把握・管理等の必要はありません。)
 - ※ 第14回三者協議において、基本指針の「カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること(中略)ができる体制の充実」のための「検診手帳」の発行について了承されました。この「検診手帳」は、患者が検診の結果等を自身で記録するためのものであり、カネミ油症患者であることの証明書としての効力等を有するものではありません。よって、希望者のみへの配布をすることとしております。

4. 受療券利用可能医療機関の拡大（基本指針第五）

- 基本指針において、「カネミ油症患者の要望を健康実態調査において把握した上で、関係都道府県と連携して、医療機関と調整し、油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の拡大を図る」とされています。
- 令和4年度においても、健康実態調査において患者が利用を希望している全ての医療機関への要請について、対象医療機関が所在する都道府県及び日本医師会等の関係団体に対し、依頼文を発出しています。該当の都道府県におかれては、関係団体とも適宜協力し、対象医療機関への要請をお願いします。**参考資料9**
- 上記の要請により、受療券の利用について医療機関からの承諾があった場合は、その旨を、カネミ倉庫(株)に対し、情報提供願います。カネミ倉庫(株)と医療機関との間で必要な手続きが完了次第、公表の許可が得られた医療機関については、厚生労働省ホームページに掲載している医療機関一覧を更新します。
- なお、患者が油症患者受療券を利用した場合の診療報酬に係る明細書に関し、保険医療機関は、一部負担金等の支払いがない方についても、求められたときは、明

細書を無償で発行しなければならないとされていますので、御了知願います。

5. 情報の収集及び提供、相談支援の推進（基本指針第六、第七）

①情報の収集及び提供

- 基本指針において、「国は、引き続き、油症治療研究班を通じて、カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集を行うとともに、今後は油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果、医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供を行う」とされています。
- 平成25年度の油症治療研究班において、医療従事者向けの啓発パンフレットを作成したところです。また、医療従事者への的確な普及啓発等のため、平成28年12月に厚生労働省ホームページのレイアウトを改善しているため、これらを活用し、引き続き、都道府県医師会や医療機関への周知をお願いします。認定患者数の多い自治体におかれては、今一度パンフレットの配布の検討をお願いします。

②相談支援の推進

- 基本指針において、「国は、引き続き、関係都道府県と連携して、カネミ倉庫(株)による医療費の支払等に関するカネミ油症患者からの相談に対応していく」とともに、「国は、希望するカネミ油症患者が健康相談をすることがきる体制の充実を図る」とされています。
- 油症患者からは、カネミ倉庫(株)からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があること等から、都道府県において、油症相談支援員及び従前からの油症治療研究班における相談体制を活用するなどして、こうした相談にも御対応ください。
- 油症相談支援員を設置している自治体は令和5年2月末現在、広島県、高知県、福岡県、長崎県となっています。都道府県で設置をした場合には、その経費について国から予算措置を行うこととしています。油症相談支援員の設置について、引き続き御協力をお願いします。

6. 正しい知識の普及啓発（基本指針第七）

- 基本指針において、「国及び関係地方公共団体は、法の趣旨に基づき、カネミ油症に関する理解が深まるよう、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める」とされています。
- カネミ油症に関する正しい知識の普及を図るため、国において設置したカネミ油症に関するホームページでは、様々な情報を掲載・リンクするなどして、ポータルサイトとして活用しています
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin)

</kenkoukiki/kanemi/>)。

こうした情報や、地域の特性に応じた取り組み等についても、各都道府県の広報誌やホームページ等を通じて、周知等をお願いします。

7. 関係地方公共団体の取組（基本指針第七）

- 基本指針において、「関係地方公共団体においては、法の趣旨に基づき、積極的に、国が実施するカネミ油症患者に関する施策の実施に協力するとともに、地域の特性に応じたカネミ油症患者に関する施策の策定及び実施に努める」とされています。
- 基本指針に基づき、関係地方公共団体においては、引き続き積極的に国が実施するカネミ油症患者に関する施策の実施に協力するとともに、地域の特性に応じたカネミ油症患者に関する施策の策定及び実施に努めてください。